

全体についての防火管理に係る消防計画(例)

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条の2第1項の規定に基づき、統括防火管理者が_____の全体についての防火管理上必要な業務に係る事項を定め、業務を適正に実施し、火災を予防するとともに、火災、地震、その他の災害による人命の安全および被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この全体についての消防計画を適用する者の範囲は、当該防火対象物に勤務し、出入するすべての者とする。

(管理権原の及ぶ範囲)

第3条 防火対象物の各管理権原者の当該権原の及ぶ範囲（以下「事業所」という。）については、別表1のとおりとする。

(管理権原者の責務)

第4条 管理権原者は、各々が定めた防火管理者の作成する事業所の消防計画に基づき、当該防火管理者に防火管理上必要な業務を実施させ、適正にその業務を遂行する。

- 2 管理権原者は、統括防火管理者を協議して定め、防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行わせること。
- 3 管理権原者は、統括防火管理者が防火対象物全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行できるように協力する。
- 4 管理権原者は、統括防火管理者を定めたときは、消防長または所轄消防署長（以下「消防長等」という。）に届け出る。

届出に際しては、防火対象物等における管理権原者の主要な者として_____を指定し、その代表者名をもって届出を行うものとする。

(統括防火管理者の責務)

第5条 統括防火管理者は、防火対象物全体の消防計画の作成、変更および運用を行い、必要に応じて各管理権原者の指示を求め、各事業所の防火管理者等と連携、協力しながら、次に掲げる防火対象物全体に

ついでに防火管理業務を行うものとする。

- (1) 防火対象物全体の消防計画の作成, 変更および運用に関すること。
 - (2) 各事業所の防火管理者に対する指示および必要な報告に関すること。
 - (3) 防火対象物全体の消火, 通報および避難の訓練の実施に関すること。
 - (4) 廊下, 階段, 避難口, 安全区画, 防煙区画その他の避難施設の管理等に関すること。
 - (5) 火災等が発生した場合における自衛消防組織の活動に関すること。
 - (6) 火災等の発生時の消防隊に対する必要な情報提供等に関すること。
 - (7) その他防火管理上必要と認める事項に関すること。
- 2 統括防火管理者は, 消防機関等に対する全体についての消防計画の届出, 報告および防火管理業務に関する記録等の保管をしなければならない。
- 3 統括防火管理者は, 作成または変更した当該計画の内容を各事業所に周知する。

(統括防火管理者への報告等)

第6条 事業所の防火管理者は, 統括防火管理者の指示を遵守するとともに, 次に掲げる防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告または承認を受けること。

- (1) 防火管理者に選任または解任されたとき。
- (2) 事業所の消防計画を作成または変更するとき。
- (3) 防火対象物の法定点検の実施および結果について。
- (4) 消防用設備等の法定点検の実施および結果について。
- (5) 建築物等の定期検査の実施および結果について。
- (6) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥を確認したときおよびそれらを改修したとき。
- (7) 火気を使用する設備器具 (以下「火気使用設備器具」という。) または電気設備の新設, 移設, 改修等を行うとき。
- (8) 臨時に火気を使用するとき。
- (9) 催物を開催するとき。
- (10) 大量の可燃物の搬入および危険物の貯蔵・取扱いを行うとき。
- (11) 避難通路等の変更を行うとき。
- (12) 用途および設備を変更するときまたは内装改修・改築等の工事を行うとき。

- (13) 事業所の消防計画に定めた消防機関への報告および届出等を行うとき。
 - (14) 消防計画に定めた訓練を実施するとき。
 - (15) 防火管理業務または防火管理者の業務を委託するとき。
 - (16) 消防機関が行う検査等の実施および結果について。
 - (17) 統括防火管理者から指示された事項を実施したとき。
 - (18) その他火災予防上必要な事項
- 2 各防火管理者は、この全体の消防計画に適合するように、事業所の消防計画を作成すること。

(点検・検査)

第7条 消防用設備等（および防火対象物）の法定点検は次のとおり実施する。

- (1) 消防用設備等の法定点検は、_____の責任により行う。
 - (2) 防火対象物の法定点検は、_____の責任により行う。
 - (3) 点検を実施する場合は、事業所の防火管理者等が立ち会う。
- 2 自主点検および検査は次のとおり実施する。
- (1) 統括防火管理者は、別表2「消防用設備等自主点検表」および別表3「防火対象物等自主検査表」に基づき、自主点検および検査を実施するものとする。
 - (2) 自主点検および検査の実施時期は、_____とする。

3 点検結果の記録

統括防火管理者は、消防用設備等（および防火対象物）の法定点検の結果を取りまとめ、各管理権原者に報告するとともに、その取りまとめた記録を防火管理維持台帳に3年間保管する。

4 不備欠陥箇所の改修

統括防火管理者は、点検・検査により明らかになった不備欠陥について、速やかに改修するための必要な措置を図るものとする。

★（全体についての防火管理業務の一部委託）

第8条 防火対象物全体についての防火管理上必要な業務の一部委託を受けて全体についての防火管理業務に従事する者（以下「受託者」という。）およびその業務の範囲等については、別表4「全体についての防火管理業務の一部委託状況表」のとおりとする。

- 2 統括防火管理者は、防火対象物全体についての防火管理業務の適正化を図るため、受託者が実施する防火管理業務について、別表5「全

体についての防火管理業務一部委託契約書等の内容チェック表」に基づき、委託契約等の内容を確認する。

(★印の部分は、該当する場合に記載するものとする。(以下同じ。))

- 3 受託者は、この計画に定めるところにより、全体についての防火管理業務を適正に行うとともに、当該防火対象物の各管理権原者および統括防火管理者の指示の下にその業務を実施する。
- 4 受託者は、受託した全体についての防火管理業務の実施状況について、定期的に統括防火管理者等に報告する。

(自衛消防訓練)

第9条 統括防火管理者は、防火対象物全体についての消火、通報および避難の訓練を_____実施する。

2 訓練実施結果の保存

- (1) 統括防火管理者は、別表6の「自衛消防訓練実施結果記録書」を用いて訓練を検証し、その結果を講評するとともに、指導事項については、次回の訓練に反映させる。
- (2) 統括防火管理者は、(1)の「自衛消防訓練実施結果記録書」を防火管理維持台帳に3年間保存しておく。

(避難施設等の維持管理およびその案内)

第10条 統括防火管理者は、次により廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設を適正に管理する。

- (1) 廊下、階段、避難口、通路等の避難施設
 - ア 避難の障害となる設備または物品を設けない。
 - イ 床面は避難に際し、つまずきや滑り等を生じないように維持する。
 - ウ 避難口に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとする。
- (2) 安全区画、防煙区画の維持管理
 - ア 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持する。
 - イ 閉鎖の障害となるような設備または物品を設けない。
- (3) 避難経路の案内
統括防火管理者および各防火管理者は、在館者に避難口および避難階段の位置を把握させるために、避難経路図等を掲出する。

(自衛消防活動等)

第11条 火災、地震その他の災害等による人的または物的な被害を最小限にとどめるため、防火管理者は相互に連絡、協力して火災、地震

その他の災害に対応する。

(1) 通報連絡

火災を発見した者は、直ちに消防機関へ通報するとともに、統括防火管理者および防火管理者に報告する。

(2) 消火活動

ア 火災発生現場の近くにいる者は、従業員等と協力して初期消火を行う。

イ 事業所の消防計画において初期消火の任務を担当している者は、統括防火管理者の指揮下で、相互に協力して消火活動を行う。

(3) 避難誘導

ア 事業所の消防計画において避難誘導の任務を担当している者は、従業員等を安全な場所へ避難誘導する。

イ 避難誘導の際には負傷者および逃げ遅れた者等の把握に努め、知り得た情報を当該事業所の防火管理者および統括防火管理者に報告する。

(4) 休日・夜間等における防火管理体制

休日・夜間等に発生した災害等に対しては、次の処置を行う。

ア 火災を発見した場合は、直ちに消防機関に通報後、初期消火活動を行うとともに、防火対象物内の従業員等に火災の発生を知らせる。

イ 従業員時間外等に発生した災害等に対しては、在館中の事業所の従業員およびその他防火管理業務に従事する者が協力する。

ウ 事業所の防火管理者は、火災、地震その他の災害等により被害が生じた場合は、統括防火管理者に報告する。

(消防隊に対する情報提供および消防隊の誘導)

第12条 統括防火管理者は、火災、地震その他の災害が発生した際に速やかに消防隊に対して情報提供し、適切に消防隊を誘導できるように努めるものとする。

(1) 情報提供

統括防火管理者は、消防隊に情報提供するため次に掲げる図書等を配置する。

ア 防火対象物の概要表，平面図，立面図その他必要な図書等

イ 火気使用設備器具等の位置，構造等の状況を示した図

ウ 危険物施設，指定可燃物，高圧ガスその他危険物品等の概要を示した図書等

- エ 緊急連絡先一覧
- オ 防火管理維持台帳
- カ その他情報提供上必要と思われる図書等

(2) 消防隊の誘導

火災，地震その他の災害等が発生した際は，適切な場所に消防隊の誘導員を配置する。

(防火・防災教育)

第13条 統括防火管理者は，防火管理業務に従事する者に対して，防火管理業務に必要な知識，技術を高めるための防火・防災教育を行う。

(1) 防火・防災教育の実施方法

ア 教育は，防火対象物全体についての訓練時等にあわせて実施する。

イ その他必要に応じて，防火対象物内において行う会合等の機会をとらえて実施する。

(2) 防火・防災教育の内容

ア 全体についての防火管理に係る消防計画の内容周知

イ 各事業所の権限の範囲とその責務等

ウ 自衛消防隊の編成とその任務

エ 消防用設備等，防災設備等の機能および取扱要領

オ 廊下，階段，避難口，安全区画，防煙区画等の避難施設の維持管理

カ 地震およびその他の災害が発生した場合の自衛消防活動に関する事項

キ その他火災予防上および自衛消防活動上必要な事項

(放火防止対策)

第14条 統括防火管理者は，放火防止対策のため次の事項について推進する。

(1) 建物内外の可燃物等を除去する。

(2) 物置，空室，倉庫等の施錠管理を徹底する。

(3) 監視カメラ等による死角の解消および死角となりやすい場所の定期的な巡回を行う。

(4) 挙動不審者や不法侵入者の監視を行う。

(5) その他必要に応じて防火管理者に対して注意を呼びかける。

(工事中における安全対策)

第15条 統括防火管理者は、複数の事業所にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、当該工事を行う防火管理者と協力して「工事中の消防計画」を作成し、消防長等へ届け出る。

2 統括防火管理者は、各事業所が行う用途変更・間仕切り変更・内装等の変更工事等または催物の開催など不定期に行われる工事等に関し、必要に応じて、工事・催物等の計画内容等の確認や現場確認を行い、法令適合や火気管理等の防火上の確認を行うものとする。

(震災対策)

第16条 震災に備えての事前計画を次のとおりとし、統括防火管理者は、各防火管理者およびその他防火管理業務に従事する者に対して周知する。

(1) 建築物等の点検および補強

統括防火管理者は、建築物および建築物に付随する施設物(看板、装飾塔等)の倒壊、転倒、落下防止の措置状況を把握し、必要に応じて補強する。

(2) 避難施設等の点検および安全確保

統括防火管理者は、事業所が実施する避難施設および防火設備の点検状況を確認し、不備等がある場合は、事業所の防火管理者に対して必要な措置を講じるよう指示する。

(3) 資器材および非常用物品の準備

ア 各管理権原者は、地震その他の災害に備え、事業所の消防計画に基づき、救助救護等の資器材および非常用物品を準備し、維持管理する。

イ 防火対象物全体についての応急手当用品、救助救護等資器材および非常用物品を_____に配置する。

ウ 統括防火管理者は、イの物品の点検、整備を定期的実施する。

(4) 災害予防措置

各管理権原者は、統括防火管理者に対して、震災訓練等を実施した結果の確認および検証を行わせ、計画を改善していく取組を行わせる。

2 震災発生時の被害の軽減を図るための活動計画を次のとおりとし、統括防火管理者は、各防火管理者およびその他防火管理業務に従事する者に対して周知する。

(1) 震災時の自衛消防隊の任務

ア 統括防火管理者は、防火対象物全体の被害状況を把握し、防火管理者に周知するとともに、必要な措置を行わせる。

イ 防火管理者は、事業所の被害状況および活動状況を把握し、自衛消防隊に必要な措置を行わせるとともに、統括防火管理者に報告する。

ウ 被害のない事業所または活動の終了した事業所の自衛消防隊は、統括防火管理者から活動要請があった場合は、協力して活動を行う。

(2) 初期救助・救護活動

ア 防火管理者は、事業所の消防計画に基づく安全措置を講じ、被害状況および建物、火気使用設備器具等の点検結果を統括防火管理者に報告する。

イ 統括防火管理者は、全体の被害状況を把握し、防火管理者に必要な応急措置を行わせる。

ウ 周辺地域で救助や消火が必要な場合は、協力して対応する。

(3) 被害状況の把握等

ア 統括防火管理者は、地震による建物の倒壊、火災の発生等の被害状況等を把握し、防火管理者に周知する。

イ 防火管理者は、周囲の被害状況を従業員等に周知する。

(4) 施設の安全点検

統括防火管理者、各防火管理者およびその他防火管理業務に従事する者は、災害関連情報を収集し、施設内の災害状況を把握するとともに、別表7の「施設の安全点検のためのチェックリスト」の項目に従い確認し、管理権限者に報告する。

3 施設再開までの復旧計画を次のとおりとする。

(1) ガス，電気，上下水道，通信等途絶時の対応

ア 統括防火管理者は、ガス，電気，上下水道，通信等途絶時に、非常用電源等の非常用物品を活用し対応する。

イ 統括防火管理者は、地震後の二次災害発生を防止するために、火気使用設備器具，電気器具等からの火災発生要因の排除または使用停止等の措置を行う。

(2) 危険物，ガス，電気等に関する二次災害発生防止措置

ア 統括防火管理者は、建物内に立ち入ることが危険と判断した場合は、立入禁止の措置を行い、防火管理者に周知する。

イ 防火管理者，従業員およびその他防火管理業務に従事するものは、危険物およびガスの漏えいを確認した場合は、その都度，統

括防火管理者に報告するとともに、適切な処置を行うものとする。

(3) 被害状況の把握

防火管理者は、消防用設備等の被害状況を把握し、異常があった場合は、統括防火管理者に報告する。

(4) 復旧作業の実施

ア 統括防火管理者は、復旧作業員に対し、消火器具の準備、避難経路の確認を行わせた後、復旧作業を行わせる。

イ 統括防火管理者は、建物を使用再開するときは、安全管理体制を確立するとともに、再開の時期等を各事業所に周知する。

★ 4 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に係る事項を次のとおり定める。

(1) 円滑な避難を確保する。

ア 津波避難所 ()

イ 避難経路 ()

(2) 大規模な地震および津波を想定した防災訓練を年1回以上実施する。

(3) 地震防災上必要な教育および広報

関係職員の知識の向上を図るため、次の事項を積極的に進めるものとする。

ア 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動および津波に関する知識

イ 地震および津波に関する一般的な知識

ウ 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識

エ 職員が果たすべき役割

オ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

カ 今後、地震対策として取り組む必要のある課題

(その他防火管理上必要な事項)

第17条 前条までに定めるもののほか、防火管理上必要な事項は、その都度協議して別に定める。

附 則

この計画は、 _____年 ____月 ____日から施行する。